

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單額面 位金	發用振 行等替 額項及 の適	發號名 稱及 之記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十 支次八五百七倍は規 払の年パ円年 う算四丨に十 。式月セつ月 たに十ンき十 だよ五ト百五 しり日円日 、算を 支出支 払し払	一六額の定以律社 万万面振の下債第 円円金替適「平成 額機関用を振替 で九は受け法」 十日本銀ものう。 億七行のとし。 千百する、の 七。そ規。	特五個 人向 け利 付國 庫債 券へ 固定 ・	平国債、平令第 二発行、平成第 七年条件等を次 十等年十 一月十五日と 財務大臣日 麻生太郎 告示する省 令第十四項の規 定個人に
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十〇額十 支次八五百七倍は規 払の年パ円年 う算四丨に十 。式月セつ月 たに十ンき十 だよ五ト百五 しり日円日 、算を 支出支 払し払	一六額の定以律社 万万面振の下債第 円円金替適「平成 額機関用を振替 で九は受け法」 十日本銀ものう。 億七行のとし。 千百する、の 七。そ規。	特五個 人向 け利 付國 庫債 券へ 固定 ・	平国債、平令第 二発行、平成第 七年条件等を次 十等年十 一月十五日と 財務大臣日 麻生太郎 告示する省 令第十四項の規 定個人に



には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.05}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日  
から発行日までの日数

365

（二） 平成二十九年四月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

が養成第一項の死契約のときにはその相続が信託したときにはその相続が扶養第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者（昭和二十九年法律第七十三号）第三条の規定による改定す



払元  
場利所  
金支

日本銀行